

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 美浜新庄ウィンド  
ファーム風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年9月2日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福井県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福井県三方郡美浜町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大105,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 5月25日
環境大臣意見受理	令和2年 7月31日
経済産業大臣意見発出	令和2年 8月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月13日
住民意見の概要等受理	令和3年 5月19日
福井県知事意見受理	令和3年 8月12日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 9月 2日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田  
電話03-3501-1742（直通）

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 美浜新庄ウインドファーム風力  
発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電備及び附帯設備の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 近年の局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺で鳥類調査を実施する際には、専門家等からの助言を踏まえ、定量性が確保されるように適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. ニホンヤマネ及びニホンモモンガについては、巣箱調査などの適切な方法を選定して、生息状況調査の実施を検討すること。
5. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施すること。また、植物の調査については、尾根以外の斜面にも調査地点を配置するとともに、早春に開花する種に配慮し、調査の時期を設定すること。
6. 景観に係る眺望点として、若狭湾国定公園の公園計画に位置付けられた久々子湖畔園地、飯切山園地及び岳山園地並びに当該公園を望む明王ノ禿を追加すること。また、三国山について追加を検討すること。

(福井県知事からの意見書の写しを添付)